

三木町農業委員会
令和2年4月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会
令和2年4月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和2年4月21日
(会議時間) 13:30～14:40
(開催場所) 三木町役場会議室棟3号・4号会議室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数16名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸(欠席)	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之(欠席)
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫(欠席)		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 谷洋司主任主事
5. 谷井直人主事
6. 森岡隆一係長
7. 矢部広紀主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

(4) 青年等就農計画認定申請について

事務局

それでは、4月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等15件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中16名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、小松委員と鎌倉守委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が6件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告と農業経営改善計画認定申請と青年等就農計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：平木字菱子 4筆 2, 513㎡
地目：田4筆
譲渡理由：自作地相互の交換
譲受理由：自作地相互の交換
権利：所有権移転交換

番号2 申請地：平木字菱子 3筆 1, 519㎡
地目：田3筆
譲渡理由：自作地相互の交換
譲受理由：自作地相互の交換
権利：所有権移転交換

番号1、2について説明します。

番号1と2については、譲渡人と譲受人がお互いの所有農地を交換するものです。下限面積等
は問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

9番委員

番号1と2につきましては、事務局から説明があったとおり、等価交換するものです。場所は
天野神社から少し南側になります。特に問題はないと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井戸字高木 1筆 294㎡
地目：田1筆
現況：宅地1筆
目的：宅地拡張
併用地：宅地 515.69㎡
造成時期：昭和50年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字池上 1筆 531㎡
地目：畑1筆
現況：畑1筆
目的：資材置場
権利の種類：使用貸借権設定

一時転用 令和2年10月31日まで
531㎡のうち220㎡

番号2 申請地：池戸字高尾 1筆 2,919㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：資材置場
権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：池戸字青木 1筆 100㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：駐車場
権利の種類：所有権移転売買

番号4 申請地：池戸字丁田 1筆 52㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：進入路拡幅
権利の種類：所有権移転売買
併用地：公衆用道路42㎡

番号5 申請地：田中字尾端 2筆 322㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：住宅平屋建 1棟 111㎡
権利の種類：使用貸借権設定

番号1について説明します。

当該申請につきましては、県道の拡幅工事の資材置場にするもので、令和2年10月31日まで一時転用するものです。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

16番委員

それでは、現地調査の報告を行います。4月分の農地法関連の申請について去る、令和2年4月13日(月)の午前9時から4条申請1件、5条申請5件、5条申請の事業計画変更申請2件につきまして、協会長、高尾会長職務代理人、鎌倉守委員、私、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請 番号1です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員からの説明をお願いします。

1番委員

4条申請番号1につきまして、排水等もきちんとしており、特に問題はないと思います。

5番委員

5条申請番号1につきまして、県道の拡幅工事をしており、約1年前にも一時転用をしましたが、今回も同じ場所を利用するもので、特に問題はないと思います。

18番委員

譲受人が資材置場として活用するものです。オリーブの搾りかすをストックする場所にするもので、建物は建てないとのことですので。

12番委員

5条申請番号3につきましては、駐車場用地として造成するという話をして聞いております。特に問題はないと思います。

5条申請番号4につきましては、田に行くのに道が狭いため広げるもので、特に問題はないと思います。

4番委員

5条申請番号5につきましては、排水等特に問題はないと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

7番委員

5条申請番号4についてですが、道を広げるということで所有権移転売買ですが、自分が道を拡幅したから他の者は通さないという可能性はあるのですか。

4番委員

現地は南北に町道がつく予定です。売買をした時に地目はどうなるのですか、事務局分かりますか。

事務局

こちらにつきましては、公衆用道路として地目変更されるのであれば、公の道となろうかと思いますが、いかんせん、私有地になっておりますので、所有者の方が通さないというのであれば通行できないということも可能性はあると思います。

12番委員

こういう状況はよくあると思いますが、許可の際には十分な説明をして問題が起きないようにしてあげてください。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：鹿庭字上連 899㎡

地目：田

変更前：令和2年3月13日

変更後：令和2年12月31日

番号2 申請地：鹿庭字上所 378㎡

地目：田

変更前：令和2年3月13日

変更後：令和2年12月31日

番号1について説明します。

番号1については、令和元年11月21日付けで一時転用の許可を受けておりましたが、水道工事の工期の延長の申請がされたものです。当初の計画では令和2年3月13日までの工期でしたが、令和2年12月31日まで延長するものです。

番号2について説明します。

番号2については、令和元年11月21日付けで一時転用の許可を受けておりましたが、水道工事の工期の延長の申請がされたものです。当初の計画では令和2年3月13日までの工期でしたが、令和2年12月31日まで延長するものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

議案第5号、非農地証明願について

番号1 申請地：奥山 5,970 m²
地 目：田、畑
目 的：山林

番号2 申請地：奥山 5,939 m²
地 目：田、畑
目 的：山林

番号3 申請地：下高岡 2,329 m²
地 目：田
目 的：原野

番号4 申請地：井戸 19 m²
地 目：田
目 的：公衆用道路

番号5 申請地：井戸 4,741 m²
地 目：田、畑
目 的：山林

番号1について説明します。

番号1については、周囲を山林に接しており、耕作せずにいたところ自然改廃し、周囲の山林に取り込まれるように山林化したものです。

番号2について説明します。

番号2については、周囲を山林に接しており、耕作せずにいたところ自然改廃し、周囲の山林に取り込まれるように山林化したものです。

番号3について説明します。

番号3については、長年耕作していなかったため、雑木や竹等が生い茂り、原野化したものです。

番号4について説明します。

番号4については、公衆用道路を拡幅したもので、現況も公衆用道路となっております。

番号5について説明します。

番号5については、長年耕作をしていなかったため、隣接した山林に取り込まれるよう山林化したものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

18番委員

番号5についてですが、山林化しているのですか。

1番委員

現地も確認していますが、河川敷の竹林に取り込まれている状況です。

6番委員

番号3については、どういう状況ですか。

2番委員

農地パトロールでも確認していますが、もう農地には復元できない状況です。

16番委員

非農地証明を出しても、申請者が登記していないということもあり得るのでしょうか。登記されなければ、ここで諮った意味がないと思います。

18番委員

登記をするために農業委員会に申請をしているのです。

16番委員

ただ、現実登記したかどうかまではわかりませんよね、農業委員会では。

12番委員

証明を出す際には、事務局からきちんと説明をするようにしませんか。

会長

そうですね。そのようにするように事務局をお願いします。

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認されました。続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が18件、再設定が24件、転貸7件で合計49件になります。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

18番委員

番号26についてですが、高松市の方が6畝ほど借りるようになっていますが、関係性はわかりますか。

5番委員

受け手の方は高松市にお住まいですが、実家がこの集落であり、出し手とは隣近所になります。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：井上 594㎡
地目：畑
解約日：令和2年3月5日
解約理由：その他

番号2 申請地：氷上 508㎡
地目：田
解約日：令和2年3月15日
解約理由：経営縮小

番号1について、町道拡幅のため解約するものです。

番号2について、賃借人の経営縮小のため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：池戸 1,315㎡
地目：田
解約日：令和2年3月30日
解約理由：転用のため

番号2 申請地：鹿庭 618㎡
地目：田
解約日：令和2年4月2日
解約理由：その他

番号3 申請地：田中 1,864㎡
地目：田
解約日：令和2年3月29日

解 約 理 由：売買のため

番号4 申 請 地：井戸 1, 267 m²
地 目：田
解 約 日：令和2年4月1日
解 約 理 由：耕作不便のため

番号1について、5条申請番号4の案件になります。公衆用道路の拡幅のため解約するものです。

番号2について、借受した農地の地番が間違っていたため解約するものです。

番号3について、農地機構を通じて売買を行うことになったため解約をするものです。

番号4について、耕作不便のため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日は、農業経営改善計画認定申請についてありがとうございます。この認定申請につきましては、認定農業者制度に基づくものであります。認定農業者制度は農業者が農業経営強化促進基本構想に示された農業経営の関連付けて、自ら創意工夫に基づき経営改善を進める計画を市町村に提出し、これらの認定を受けた農業者に対し、重点的に支援措置を講じようとするものでございます。今回の変更申請につきましては、すでに認定済みの農業所得・労働時間・生産量等の目標達成のため、認定申請者の申し出により、機械・施設の目標を変更するものであり、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものでございます。早速で

はありますが、本題に入りたいと思います。お手元にお配りしております資料をご覧ください。こちら3経営体の変更申請となっております。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(資料読み上げ)

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

6番委員

番号3の方についてですか、新たに麦を作付けするということで、農機具を購入するようですが、購入にあたっては補助金申請をされるのですか。

事務局

補助金は使わず購入されると聞いております。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、農業経営改善計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、青年等就農計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

これまで、香川県が行っていた認定就農者制度については、平成26年9月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、三木町が認定することになり、これに合わせて平成26年10月8日に三木町認定新規就農者認定要領の制定を行っております、なお、今回につきましては、変更3件の青年等就農計画認定変更申請がありましたので、同要領第5条第1項に基づく認定審査を今回の定例会におきまして、お願いするものです。どうぞよろしく願いいたします。

(資料読み上げ)

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、青年等就農計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和2年4月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____